

宮城県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿
岩手県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿
福島県漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部
整備課長
防災漁村課長

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）においては、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足で標準積算基準と施工実態との間で、乖離（日当たり作業量の低下）が生じていたことから、被災3県用の現場状況を反映した「東日本大震災の被災地で適用する積算基準」について、平成25年10月1日より適用開始しているところである。被災3県においては、これに加えて、間接工事費（共通仮設費および現場管理費）についても、作業効率低下等により、現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認された。このため、下記のとおり、当面の運用を定めたので、参考として通知する。なお、貴管下関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

記

1. 適用対象工事

被災3県で実施される工事で、平成26年2月5日以降に契約締結を行う工事。

2. 補正方法

「漁港漁場関係工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

ただし、平成26年2月5日以降に契約締結を行う工事で、入札時点で上記補正方法の適用ができない工事等については、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（平成26年2月3日付け25水港第2667号）第二（1）に基づき、上記補正方法を反映して契約変更を行うこととする。

なお、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年3月2日付け23水港第2651号）は廃止することとする。